

「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 9月 25日

坂 城 町 長

坂城町条例第19号

坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第12条の3第1項」を「第12条の4第1項」に改める。

第12条の4を第12条の5とする。

第12条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、坂城町職員の育児休業等に関する条例第11条第1項に規定する措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 坂城町職員の育児休業等に関する条例第11条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、町長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。